

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【公開番号】特開2005-168696(P2005-168696A)

【公開日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2005-025

【出願番号】特願2003-411365(P2003-411365)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月4日(2006.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技に関する制御を司る制御基板を、開閉可能な一対のケース体内に収容してなる制御基板装置と、該制御基板装置を着脱可能に搭載する台座装置とを備え、前記一対のケース体の少なくとも一方と前記台座装置とには、結合処理により前記一対のケース体を開放不能とするとともに結合後の結合解除処理により痕跡を残した状態で前記一対のケース体を開放可能とする複数の結合手段を設けた遊技機において、

前記台座装置に対して前記制御基板装置を所定の離脱方向に変位させることで制御基板装置の離脱を可能とする一方、前記結合手段として、一対のケース体の少なくとも一方と台座装置とのそれぞれに、前記離脱方向とは異なる向きに延び且つ制御基板装置の装着時に互いに連通する連通孔部を有する結合体を形成するとともに、該結合体を易破断部にて破断可能に連結し、

前記複数の結合手段のうちいずれかの結合手段の前記連通孔部に、弾性変形可能な係止部を有する挿通部材を挿通させることで前記一対のケース体を開放不能とする構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記台座装置の台座面に沿って前記制御基板装置をスライドさせることで制御基板装置の離脱を可能とし、そのスライド方向とは直交する向きに延びるよう前記連通孔部を形成したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

一対のケース体の少なくとも一方と台座装置とのいずれかの結合体にのみ前記易破断部を設け、且つ前記挿通部材は前記易破断部を設けた方の結合体にのみ係止可能としたことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記台座装置は、遊技機本体に固定された第1台座部材と、前記制御基板装置を搭載し、前記第1台座部材に対して回動可能に設けられた第2台座部材とを備え、一対のケース体の少なくとも一方と第2台座部材とに前記結合手段を設けたことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の遊技機。

【請求項5】

前記遊技機本体として遊技機前面側に開放された筐体を有し、前記台座装置の第1台座

部材を、前記筐体の内側背部に固定したことを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

【請求項6】

前記結合手段を、前記第1台座部材と前記第2台座部材とを連結する回動連結部の近傍に設けたことを特徴とする請求項5に記載の遊技機。

【請求項7】

前記結合手段を、前記回動連結部と前記制御基板との間の領域に設けたことを特徴とする請求項6に記載の遊技機。

【請求項8】

前記結合手段の連通孔部における挿通部材差込口とは逆側を、前記挿通部材の係止部に対する弹性变形操作が不可能となるよう封鎖部材で覆う構成としたことを特徴とする請求項1乃至7のいずれかに記載の遊技機。

【請求項9】

遊技に関する制御を司る制御基板を、開閉可能な一対のケース体内に収容してなる制御基板装置を備え、前記一対のケース体には、結合処理により両ケース体を開閉不能とともに結合後の結合解除処理により痕跡を残した状態で両ケース体を開閉可能とする複数の結合手段を設けた遊技機において、

一方のケース体に対して他方のケース体を所定の開放方向に変位させることで両ケース体の開放を可能とする一方、前記結合手段として、両ケース体のそれぞれに、前記開放方向とは異なる向きに延び且つ前記ケース体の閉鎖時に互いに連通する連通孔部を有する結合体を形成するとともに、該結合体を易破断部にて破断可能に連結し、

前記複数の結合手段のうちいずれかの結合手段の前記連通孔部に、弹性变形可能な係止部を有する挿通部材を挿通させることで前記両ケース体を開閉不能とする構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項10】

一方のケース体のケース面に沿って他方のケース体をスライドさせることで両ケース体の開放を可能とし、そのスライド方向とは直交する向きに延びるよう前記連通孔部を形成したことを特徴とする請求項9に記載の遊技機。

【請求項11】

一方のケース体の結合体にのみ前記易破断部を設け、且つ前記挿通部材は前記易破断部を設けた方の結合体にのみ係止可能としたことを特徴とする請求項9又は10に記載の遊技機。

【請求項12】

前記結合手段の連通孔部における挿通部材差込口とは逆側を、前記挿通部材の係止部に対する弹性变形操作が不可能となるよう封鎖部材で覆う構成としたことを特徴とする請求項9乃至11のいずれかに記載の遊技機。

【請求項13】

前記挿通部材は中空状の筒部を有し、該筒部には、前記係止部として、通常状態では筒部外周面より突出し内周方向への押圧により筒部外周面又はそれよりも内方に押し込まれる係止爪部を形成したことを特徴とする請求項1乃至12のいずれかに記載の遊技機。